

橋本事務所新聞

第53号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『郵政法改正』

小包郵便物は、郵便物ではなくなりまし

郵政民営化に伴う郵政法の改正で、平成十九年十月一日以降、郵便物は、第一種、第二種、第三種及び第四種郵便物のみとなり、これまでの小包郵便物（ゆうパック、EXPACK500、ゆうメール、ボスバケット）は、郵政法で定める郵便物ではなくなりました。

官公署へ提出する各種申請書や申告書・届出書は「信書」にあたり、官公署へ送付する場合は、「郵便物（第一種郵便物）」「信書便物」での送付が必要で

なすこととなります。

しかし、仮に「ゆうパック」で申請書等を送付した場合には、「到達主義」により官公署へ到達した日が提出日となります。

国税庁では「ゆうパック」等による申告書の税務署への送付について、ホームページ上で注意を喚起していましたが、九月三十日が休日のため十月一日が申告期限の申告書提出では、期限後申告となるケースが多発した模様です。

つまり、これまで「発信主義」により十月一日の通信日付印が提出日とみなされていたものが、十月二日に税務署に到達していることから、「到達主義」により十月二日が申告書の提出日とされ、多数の申告書が期限後の

提出となっているのです。

平成十八年度の通則法改正により、無申告加算税の不適用制度が設けられていますが、青色申告の承認取消しには留意が必要です。



申告書等は、早めに提出するよう心がけ、期日ギリギリに送付により提出する場合は、「郵便」又は「信書便」を利用するほうが賢明でしょう。

郵政民営化による良い面は今のところ聞かえてこないようです。

知ってお得！法律雑学

『祖父名義のまま残っている財産の相続は』

Q、伯父から、買収予定地の山林が祖父の名義で残っているとの連絡がありました。祖母は健在で、祖父の子は伯父とおぼの三人です。父は昨年亡くなっています母と弟がいます。どうすれば良いでしょうか。

得した人のものとして処理できません。しかし、遺産分割の対象からまれてしまった財産が後になって発見されたり、分割協議をしないまま放置されている財産がある場合、相続人間で協議して分け方を決めなければなりません。

A、質問のように、先代名義のまま財産が残っているケースは、ままあるものです。祖父がなくなつた時の遺産分割の協議でその山林を誰が取得するのか決めてあれば、単に相続登記がされていなくても、取

相続の範囲、相続割合は、相続が開始したときの法律に基づいて決定されます。相続に関する民法の規定は、戦後、新憲法の制定により家督相続が廃止されて、均分相続になり、その後昭和五六年一月一日から施行された民法の一部改正により、配偶者の相続割合（配偶者と子が相続する場合、配偶者の相続割合を三分の一から二分の一へ変更）と代襲相続人範囲が変わりました。昭和五六年一月一日以降に亡くなった人の相続については、現行の法律が適用されますが、それ以前に亡くなった人の場合、改正以前の規定に従って、相続することになります。

経営コーナー

『今日の一言』

最近の出版書の中から、私が読んでみて、これだと思う一冊を紹介しています。

今月はこの一冊をご紹介します。

『豊潤なる企業』 内部統制の真実

鳥飼重和著 清文社

これからの会社は、法律的な意味を持った社会常識「リーガルマインド」がなければ、経営は成り立たない。企業法務のスペシャリストである筆者は、内部統制の大前提となるのは「自助の精神」だと指摘する。この基本方針に立って、内部統制制度のあり方や、経営者の心構えなどを説いていく。



□「天は自ら助くる者を助く」

は自助の精神を説いたものである。企業経営における内部統制において、「自助の精神」は基本的かつ必須の精神である。

□内部統制システムを構築・運営するのは、社会的に高い評価を受けるためである。その実現のためには、企業自らが法律以上の基準を立て、全従業員の意識を改革する必要がある。

□これまでの取締役は、あまり法的責任を負うことはなかった。しかし、今後は、内部統制に関する法律によって、その法的責任は格段に重くなる。

□「内部統制は、法務担当者の問題」などと他人事のように考えている経営者がいるが、このような考えでは経営者自身が致命傷を負いかねない。

□企業価値を向上させるには、

経営効率とともに、マイナスイ側面である不祥事を、経営者がうまくコントロールする必要がある。

□法令遵守を巡る考え方の一つに、「売上確保」と「法令遵守」の二つを共に重視する「車の車輪論」がある。しかしこの考え方は、両輪が二律背反する場合、問題が生じる。

□法令遵守に真剣に取り組むためには、いかなる場合も「法令遵守」が「売上確保」より優先されるという「優先順位論」に立つべきである。

□内部統制に関する法律は、優先順位論に立っている。すなわち法令等違反があれば、即アウト(退場)が宣告される。

食品偽装の事件が連日テレビニュースや新聞を賑わしています。「赤福」「比内鶏」「船場吉兆」少し前の「白い恋人」「ミートホープ」「不二家」と、ああお前もかという事件ばかり

です。社会は今、従来の「見つけるのは運が悪いから」という時代から、「隠すことはできなくなる」という時代へ移り変わってきているようです。



『今日の一言』

先日上映中の「ALWAYS続三丁目の夕日」を見てきました。昭和三四年の東京下町が舞台で、貧しいけれど希望に燃え、逞しく生きる人々の姿が生き生きと描かれています。

前作はビデオで見て感動したので、今回は映画館へ足を運びました。東京タワーと私は同じ年ですが、懐かしいと共感できることも多く、十分楽しめました。上映後に館内を見ると、五十以上の方が多く、若い人の姿はあまりなかったようです。さて、茶川竜之介とヒロミはハッピーエンドを迎えることができるでしょうか、お楽しみに。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続遺言
各種法人設立 会計記帳
HACCP ISO コサルティング
個人情報保護法 認証指導他

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

行政書士 CFP、
1級ファイナンシャルプランニング技能士
リスクと保険(保険の見直し)
相続・事業承継
金融資産運用設計